

I C T活用工事（地盤改良工）試行要領

1. 趣旨

この要領は、さいたま市が発注する建設工事において、I C T活用工事（地盤改良工）（以下、「I C T地盤改良工」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。

2. 対象とする工事

2-1 対象工事

I C T地盤改良工の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記工種を含む発注工事とする。

(1) 河川土工

- ・路床安定処理工
- ・表層安定処理工
- ・固結工（中層混合処理）
- ・固結工（スラリー攪拌工）

(2) 道路土工

- ・路床安定処理工
- ・固結工（中層混合処理）
- ・固結工（スラリー攪拌工）

2-2 適用対象外

従来施工において、地盤改良工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

3. I C T地盤改良工

3-1 概要

I C T地盤改良工とは、次の①～⑤の全ての段階において、I C T施工技術を全面的に活用する工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3-2 I C T施工技術の具体的内容

I C T施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複

数可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。

また、地盤改良の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 5) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

①で計測した3次元測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、ICT地盤改良工の3次元設計データとは、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(固結工(スラリー攪拌工)編)」で定義する地盤改良設計データのことを言う。

③ ICT建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用い、下記1)2)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

- 1) 3次元MG機能を持つ地盤改良機
- 2) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理において、「施工履歴データを用いた出来形管理」を実施する。

⑤ 3次元データの納品

④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

4. 発注方式

ICT地盤改良工の発注は、受注者希望型によるものとする。

5. 受注者希望型

受注者希望型は、受注者からの希望によりICT地盤改良工を実施するものとし、次の

(1)～(5)による。

- (1) 発注にあたっての積算は、ICTによらない従来の積算基準によるものとする。
- (2) 発注者は、発注に際して入札公告にICT活用工事（地盤改良工）の対象であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うものとする。
- (3) 受注者は、ICT地盤改良工の実施を希望する場合、契約図書に付された特記仕様書に基づき発注者に協議するものとする。
- (4) 発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、受注者は、ICT地盤改良工を実施することができるものとする。
- (5) 発注者は、ICT地盤改良工の実施を指示した場合、別途定める積算要領に基づき設計変更するものとする。

6. 基準

ICT地盤改良工の実施にあたっては、国土交通省が定めた要領及び基準を準用するものとする。準用する要領及び基準については、別途定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。